

泉大津市と大阪府立泉大津高等学校との包括連携に関する協定書

泉大津市（以下「甲」という。）と大阪府立泉大津高等学校（以下「乙」という。）は、若い世代の発想力や行動力を活かし、活力あふれる地域社会の創出に努め、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が包括的な連携のもと、甲乙それぞれが持つ資源を有効に活用することにより、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）教育及び人材育成に関すること
 - （2）まちづくりの推進に関すること
 - （3）地域の活性化に向けた取組の創出に関すること
 - （4）防災に関すること
 - （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 甲と乙は必要に応じ協議を行い、具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。
- 3 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申し出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲又は乙のいずれかから書面による申し出がないときは、有効期間が満了する日から1年間自動更新するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（疑義の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は、本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

（付帯事項）

本協定の締結日をもって、平成29年6月1日に甲乙間で締結した「泉大津市・大阪府立泉大津高等学校シティープロモーションに関する覚書」は解消する。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年10月11日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長

南出 賢一

乙 大阪府泉大津市北豊中町一丁目1番1号
大阪府立泉大津高等学校
校長

中川 ひろみ